

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【千代田区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4		安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
									内容	実施時期	
ホテルグランドパレス		千代田区飯田橋1-1-1	ホテル	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる		Ⅲ			
竹橋合同ビル		千代田区大手町1-4-1	事務所 ホテル	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる		Ⅲ			
新大手町ビル	1～9F	千代田区大手町2-2-1	店舗 事務所	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	I_s/I_{so}	1.20	Ⅲ			
	10F			15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる		Ⅲ			
朝日生命大手町ビル		千代田区大手町2-6-1	店舗 事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる		Ⅲ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4			安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
									内 容	実施時期	
経済産業省総合庁舎本館	千代田区霞が関 1-3-1	庁舎	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ			
日本郵政株式会社 日本郵政ビル(本社社屋)	千代田区霞が関 1-3-2	事務所 郵便局	6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	改修工事中				耐震改修	2016年6月 着工 2020年9月 完了	
警察総合庁舎	千代田区霞が関 2-1-1	庁舎	6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Q_u/\alpha \cdot Q_{un}$	1.04		Ⅲ			
朝日九段マンション	千代田区九段北 1-9-5	店舗 事務所 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_s/I_{s0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.26	Ⅲ		
ヒューリック九段ビル (日本地所第一ビル)	千代田区九段北 1-13-5	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_s/I_{s0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.31	Ⅲ		
九段合同庁舎	千代田区九段南 1-1-10	庁舎	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ			
東京堂千代田ビルディング	千代田区九段南 1-3-1	事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ			

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
											内容	実施時期	
千代田会館・千代田区公会堂		千代田区九段南1-6-17	事務所 公会堂	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	I_S/I_{S0}	1.08			Ⅲ			
ゼニタカアネックス		千代田区麴町1-4-4	事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.48	Ⅲ			
弘済会館ビル		千代田区麴町5-1	店舗 事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.30	Ⅲ			
第2ディーアイシービル		千代田区外神田2-16-2	事務所 倉庫	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.31	Ⅲ			
参議院第二別館(南棟)		千代田区永田町1-11-16	事務所		社団法人営繕協会による「官庁施設の耐震点検・改修要領」	I_S/I_E	1.07			Ⅲ			診断方法の判定基準より $I_S/I_E \geq 1.0$ をⅢと評価
自由民主会館		千代田区永田町1-11-23	事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			
最高裁判所庁舎	大法廷棟	千代田区隼町4-2	庁舎	6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」			GI_S	1.33	Ⅲ			
	小法廷棟							GI_S	1.10	Ⅲ			
	図書館棟							GI_S	1.16	Ⅲ			
	裁判官棟							GI_S	1.05	Ⅲ			
	裁判部棟							GI_S	1.06	Ⅲ			
	事務北棟							GI_S	1.04	Ⅲ			
	事務西棟							GI_S	1.02	Ⅲ			

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7	
												内 容	実施時期		
パレスサイドビル		千代田区 一ツ橋 1-1-1	事務所 店舗	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I _S /I _{S0}	1.01	C _T ・S _D	0.26	Ⅲ				
NTTコム一ツ橋ビル		千代田区 一ツ橋 1-2-1	事務所 通信機械室	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ				
住友商事竹橋ビル		千代田区 一ツ橋 1-2-2	事務所 電信局	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ				
平河町換気所	A棟	千代田区 平河町 2-16	換気所他	6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」		Q _u /α・Q _{un}	1.39	G _I _S	0.93	Ⅲ				
	B棟								G _I _S	1.52	Ⅲ				
東京海上日動ビル本館		千代田区 丸の内 1-2-1	事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ				
岸本ビル		千代田区 丸の内 2-2-1	事務所	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法		I _S	0.98	q	1.12	Ⅲ				
丸の内三井ビルディング		千代田区 丸の内 2-2-2	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I _S /I _{S0}	1.07	C _T ・S _D	0.52	Ⅲ				

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4			安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
									内容	実施時期	
郵船ビルディング	千代田区丸の内 2-3-2	店舗事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ			
国際ビル	千代田区丸の内 3-1-1	店舗事務所	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	I _S /I _{SO}	1.13		Ⅲ			
警視庁丸の内庁舎 (旧東京都第三庁舎)	千代田区丸の内 3-8-1	事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ			

※1 建築物の名称の「ー」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、R_t、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【中央区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
										内容	実施時期	
三栄ビル	中央区 京橋 1-5-6	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.50	Ⅲ			
戸田ビル(新八重洲ビル)	中央区 京橋 1-7-1	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.15	$C_T \cdot S_D$	0.58	Ⅲ			
京橋第一生命ビルディング	中央区 京橋 2-4-12	店舗 事務所	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	I_S/I_{S0}	1.00			Ⅲ			
恒産第3ビル	中央区 銀座 2-16-7	事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.51	Ⅲ			耐震改修 2013年3月 完了
松屋銀座	中央区 銀座 3-6-1	百貨店 駐車場	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	I_S/I_{S0}	1.00			Ⅲ			耐震改修 2017年9月 完了
株式会社三越伊勢丹 三越銀座店	中央区 銀座 4-6-16	百貨店	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.03	$C_T \cdot S_D$	0.43	Ⅲ			
中村積善会ビル	中央区 銀座 5-7-10	店舗	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.48	Ⅲ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
											内容	実施時期	
銀座コアビル	中央区 銀座 5-8-20	店舗	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.54	$C_T \cdot S_D$	0.26	Ⅱ			
NTT東日本東銀座ビル	中央区 銀座 5-15-1	店舗 事務所 通信機械室	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.51	Ⅲ			
Daiwa銀座ビル	中央区 銀座 6-2-1	店舗 事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.28	Ⅲ			
野村不動産銀座・新橋演舞場ビル	中央区 銀座 6-18-2	事務所 劇場 駐車場	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ			
リクルート銀座8丁目ビル	中央区 銀座 8-4-17	事務所 駐車場	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ			
朝日新聞東京本社本館	中央区 築地 5-3-2	事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4			安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
									内容	実施時期	
築地浜離宮ビル	中央区 築地 5-3-3	店舗 事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ			
浜離宮建設プラザ	中央区 築地 5-5-12	事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ			
国分本社ビル	中央区 日本橋 1-1-1	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.25	Ⅲ	
日本橋西川ビル	中央区 日本橋 1-5-3	事務所	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法		I_S	0.60	q	1.61	Ⅲ	
柳屋ビルディング	中央区 日本橋 2-1-10	店舗 事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹 材の場 合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.50	Ⅲ	
新日本橋ビルディング	中央区 日本橋 3-8-2	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 非充腹 材の場 合	I_S/I_{S0}	1.08	$C_T \cdot S_D$	0.52	Ⅲ	
山万本社ビル	中央区 日本橋小網 町 6-1	事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ		

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
											内容	実施時期	
エトワール海渡ファッション館	1期建物	中央区 日本橋馬喰町 1-7-16	店舗	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I _S	0.60	q	1.50	Ⅲ			
	2期建物					I _S	0.60	q	1.39	Ⅲ			
	3期建物					I _S	0.59	q	1.64	Ⅱ			
ツカモトビル		中央区 日本橋本町 1-6-5	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _S /I _{S0}	1.03	C _T ・S _D	0.50	Ⅲ		
日本橋ライフサイエンスビルディング (日本橋アカデミア & インキュベーションセンター)		中央区 日本橋本町 2-3-11	事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる			Ⅲ			
NOF日本橋本町ビル		中央区 日本橋本町 2-7-1	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _S /I _{S0}	1.15	C _T ・S _D	0.30	Ⅲ		
ワカ末ビル		中央区 日本橋本町 3-3-6	事務所	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)		I _S /I _{S0}	1.06		Ⅲ			
興和株式会社 東京支店ビル		中央区 日本橋本町 3-4-14	事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _S /I _{S0}	1.03	C _{TU} ・S _D	0.49	Ⅲ		Rt=0.97
日本橋スルガビル		中央区 日本橋室町 1-7-1	事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _S /I _{S0}	1.01	C _{TU} ・S _D	0.47	Ⅲ		
室町ビル		中央区 日本橋室町 4-3-18	店舗 事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _S /I _{S0}	1.01	C _T ・S _D	0.28	Ⅲ		

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4			安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
								内容	実施時期	
新呉服橋ビルディング	中央区 八重洲 1-2-1	事務所 銀行 店舗	15 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ			
TGビルディング本館	中央区 八重洲 1-2-16	店舗 事務所	5-5 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.05	$C_T \cdot S_D$	0.50	Ⅲ		

※1 建築物の名称の「ー」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、R_t、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【港区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
											内容	実施時期	
コマツ本社ビル	港区 赤坂 2-3-6	事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.49	Ⅲ			
オーク赤坂ビル	港区 赤坂 7-107	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.26	Ⅲ			
草月会館	港区 赤坂 7-2-21	事務所 集会所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.45	Ⅲ			Rt=0.92
日本生命赤坂ビル	港区 赤坂 8-1-19	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.30	Ⅲ			
メソニック39MTビル	港区 麻布台 2-4-5	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.28	$C_T \cdot S_D$	0.30	Ⅲ			
芝浦ビル	港区 海岸 3-4-20	事務所 他	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)		I_S/I_{S0}	0.49	$C_{TU} \cdot S_D$	0.31	Ⅰ			

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
												内 容	実施時期	
第1東運ビル		港区 海岸 3-5-10	倉庫	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.53	$C_{TU} \cdot S_D$	0.35	Ⅱ			
NTT東日本青山ビル		港区 北青山 2-7-15	事務所 通信機械室	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ			
三田平和ビル		港区 芝 2-32-1	事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ			
都営芝五丁目アパート2号棟	2A号棟	港区 芝 5-18	共同住宅 地方公共団体支所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.12	$C_{TU} \cdot S_D$	0.25	Ⅲ			Rt=0.98
	2B号棟						I_S/I_{S0}	1.04	$C_{tu} \cdot S_d$	0.48	Ⅲ			Rt=0.97
	2CD号棟						I_S/I_{S0}	1.13	$C_{tu} \cdot S_d$	0.25	Ⅲ			Rt=0.97
森永プラザビルディング		港区 芝 5-33-1	店舗 事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ			
徳栄ビル		港区 芝 5-33-7	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.50	Ⅲ			
第一田町ビル本館		港区 芝 5-315-1	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)		I_S/I_{S0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.49	Ⅲ			

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
											内容	実施時期	
新田町ビル		港区芝 5-34-6	事務所	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_s	0.64	q	1.17	Ⅲ			
ホームットキャピタル	A棟	港区白金台 1-1-21	共同住宅	4-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	I_s/I_{s0}	1.18			Ⅲ			(2018.4.27)報告書提出により、耐震診断の結果を記載
	B棟					I_s/I_{s0}	1.01			Ⅲ			
シェラトン都ホテル東京		港区白金台 1-1-50	宿泊施設	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	I_s/I_{s0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.25	Ⅲ			
クレール白金台		港区白金台 3-16-8	店舗共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_s/I_{s0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.47	Ⅲ			
新橋駅前ビル1号館		港区新橋 2-20-15	店舗事務所駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_s/I_{s0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.48	Ⅲ			耐震改修 2018年1月完了 (2018.4.27)申入れにより、追記
シナガワグース		港区高輪 3-13-3	ホテル	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			
京急第2ビル		港区高輪 3-25-23	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_s/I_{s0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.29	Ⅲ			

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
											内容	実施時期	
京急第10ビル	1～4F	港区高輪 3-26-33	店舗事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.47	Ⅲ			
	5F～10F			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.64	Ⅲ			
	立体駐車場		駐車場	3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I_S	0.66	q	1.48	Ⅲ			
サマセット品川東京		港区高輪 4-24-58	事務所 共同住宅	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.70	$C_T \cdot S_D$	0.82	Ⅲ			
虎ノ門36森ビル		港区虎ノ門 3-4-7	店舗事務所 駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	1.58	$C_{TU} \cdot S_D$	0.29	Ⅲ			
虎ノ門35森ビル		港区虎ノ門 3-4-10	店舗事務所 駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	1.26	$C_{TU} \cdot S_D$	0.41	Ⅲ			
虎ノ門33森ビル		港区虎ノ門 3-8-21	店舗事務所 駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	1.50	$C_{TU} \cdot S_D$	0.72	Ⅲ			
虎ノ門40MTビル		港区虎ノ門 5-13-1	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.03	$C_T \cdot S_D$	0.25	Ⅲ			
高樹町センタービル		港区西麻布 2-26-23	事務所	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_S	0.64	q	1.06	Ⅲ			

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4		安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
									内容	実施時期	
富士フィルム 西麻布ビル	1号館	港区 西麻布 2-26-30	事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ		
	2号館			2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I _s	0.61	q	1.02	Ⅲ	
西麻布六本木通ビル		港区 西麻布 4-16-13	事務所	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I _s	0.65	q	1.43	Ⅲ	
三田国際ビル		港区 三田 1-4-28	店舗 事務所 駐車場	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ		
日本郵便株式会社 高輪郵便局		港区 三田 3-8-6	事務所 共同住宅	6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」			GI _s	1.25	Ⅲ	
笹川記念会館		港区 三田 3-12-12	事務所 会議場	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ		
三田MTビル		港区 三田 3-13-12	事務所	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I _s	0.63	q	1.64	Ⅲ	
新青山ビル		港区 南青山 1-1-1	店舗 事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ		

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
											内容	実施時期	
赤坂見附MTビル	港区 元赤坂 1-2-3	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.07	$C_T \cdot S_D$	0.25	Ⅲ			
六本木ヒルズノースタワー	港区 六本木 6-2-31	店舗 事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ			

※1 建築物の名称の「 — 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、 R_t 、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【新宿区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4			安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7	
										内 容	実施時期		
西武新宿ビル		新宿区 歌舞伎町 1-30-1	店舗 ホテル 駅舎	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる			Ⅲ			
飯田橋ハイタウン	A棟1～6F	新宿区 下宮比町 2-28	店舗 事務所 共同住宅	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	Is/Iso	0.80	Ct・Sd	0.25	Ⅱ		(2018.5.18) 報告書提出により、耐震診断の結果を記載
	5-3			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		Is/Iso	0.93	Ctu・Sd	0.35	Ⅱ			
	5-5			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	Is/Iso	0.88	Ct・Sd	0.31	Ⅱ			
	5-3			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		Is/Iso	0.56	Ctu・Sd	0.35	Ⅱ			
飯田橋第二 パーク・ファミリア(西棟)		新宿区 新小川町 6-27	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)		I _S /I _{S0}	1.00	C _{TU} ・S _D	0.31	Ⅲ		

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4			安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7		
									内 容	実施時期			
損保ジャパン日本興亜本社ビル	新宿区西新宿1-26-1	事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ					
新宿野村ビル	新宿区西新宿1-26-2	店舗 事務所 駐車場	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ					
小田急第一生命ビル	新宿区西新宿2-7-1	店舗 事務所 倉庫 駐車場	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ					
新宿三井ビルディング二号館	新宿区西新宿3-2-11	事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ					
ライオンズマンション西新宿	新宿区西新宿3-15-5	店舗 事務所 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	0.75	$C_{TU} \cdot S_D$	0.25	Ⅱ				
ロッテ本社ビル	新宿区西新宿3-20-1	事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.49	Ⅲ				
ストーク新宿	新宿区西新宿6-12-7	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.43	$C_{TU} \cdot S_D$	0.25	Ⅰ	耐震改修	2018年度設計着手	Rt=0.978

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
						内 容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 — 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【文京区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4		安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
									内容	実施時期	
五洋建設株式会社本社ビル		文京区後楽2-2-8	事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる		Ⅲ			耐震改修 2014年5月完了
プラザ江戸川橋	1～6F	文京区関口1-23-6	店舗事務所 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.52	Ⅲ	
	7～9F			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	1.23	$C_{TU} \cdot S_D$	0.75	Ⅲ	
三菱UFJニコス本郷ビル		文京区本郷3-33-5	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.25	$C_T \cdot S_D$	0.40	Ⅲ	
日本私立学校振興・共済事業団湯島会館(東京ガーデンパレス)		文京区湯島1-7-5	事務所 宿泊施設 宴会場	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_S	0.62	q	2.47	Ⅲ	

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
						内 容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 — 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【台東区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
											内容	実施時期	
上野ロイヤルハイツ		台東区 入谷 1-6-6	店舗 事務所 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹 材の場合	I_S/I_{S0}	0.73	$C_{TU} \cdot S_D$	0.35	Ⅱ		
NTT東日本上野ビル(旧館)		台東区 上野 5-24-11	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 非充腹 材の場合	I_S/I_{S0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.52	Ⅲ		
NTT東日本上野ビル(新館)		台東区 上野 5-24-11	店舗 事務所 通信機械室	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ		
日本郵政株式会社 日本郵政蔵前ビル (くらまえ橋郵便局)		台東区 蔵前 1-3-25	事務所 郵便局	6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」				GI_S	1.30	Ⅲ		
NTT東日本蔵前ビル		台東区 蔵前 1-3-35	事務所 通信機械室	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹 材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.50	Ⅲ		
東京都台東区立柏葉 中学校	校舎棟	台東区 下谷 3-1-29	学校 事務所	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.75	Ⅲ		U=1.25
	体育館棟						I_S/I_{S0}	1.02	$C_{tu} \cdot S_d$	0.77	Ⅲ		U=1.25

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
											内 容	実施時期	
東武ビル	台東区 花川戸 1-4-1	百貨店 駅舎	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.48	Ⅲ			
上野ビル	台東区 東上野 2-18-10	事務所	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)		I_S/I_{S0}	1.02			Ⅲ			
東京電力株式会社上野支社 (大久保共同ビル)	台東区 竜泉 2-18-6	事務所 変電所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.11	$C_{TU} \cdot S_D$	0.52	Ⅲ			

※1 建築物の名称の「ー」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【墨田区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
											内 容	実施時期	
墨田区・丸井錦糸町駅前 共同開発ビル	墨田区 江東橋 3-9-10	店舗 区産業振興 施設	5-5	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定め る「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.25	Ⅲ			
都営江東橋四丁目アパート1号棟	墨田区 江東橋 4-30	共同住宅 事務所 車庫	5-6	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定め る「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.04	$C_{TU} \cdot S_D$	0.27	Ⅲ			Rt=0.96
都営太平南アパート1号棟	墨田区 太平 4-2	共同住宅 店舗	5-6	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定め る「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	0.70	$C_{TU} \cdot S_D$	0.33	Ⅱ			
ライオン株式会社 本社ビル	墨田区 本所 1-3-7	事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56 年6月1日以降におけるある時点の建築基準 法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基 づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る 部分(構造計算にあつては、地震に係る部分 に限る。))に限る。)に適合するものであるこ とを確認する方法		確認できる				Ⅲ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
						内 容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 — 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【江東区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
												内 容	実施時期	
木場ハイツ	西棟	江東区 枝川 2-1-13	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.24	$C_{TU} \cdot S_D$	0.39	Ⅲ			
	東棟						I_S/I_{S0}	1.14	$C_{tu} \cdot S_d$	0.27	Ⅲ			
ダイエー大島店		江東区 大島 4-6-1	店舗	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.61	Ⅲ			耐震改修 2010年2月 完了
大島六丁目団地2号棟		江東区 大島 6-1	店舗 共同住宅	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)		I_S/I_{S0}	0.88	$C_T \cdot S_D$	0.25	Ⅱ			
ソフィア東大島		江東区 大島 7-39-1	店舗 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.48	Ⅲ			
コープ野村亀戸 西棟(A棟)		江東区 亀戸 1-43-9	店舗 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.03	$C_{TU} \cdot S_D$	0.35	Ⅲ			
コープ野村亀戸 中央棟(B棟)		江東区 亀戸 1-43-8	店舗 共同住宅 駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)		I_S/I_{S0}	1.05	$C_{TU} \cdot S_D$	0.29	Ⅲ			
コープ野村亀戸 東棟(C棟)		江東区 亀戸 1-43-7	店舗 共同住宅 駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)		I_S/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.28	Ⅲ			

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
												内容	実施時期	
ニューパークハイツ		江東区 亀戸 8-23-3	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.29	Ⅲ			Rt=0.98
日商岩井 亀戸マンション	A棟	江東区 亀戸 9-19-7	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.89	$C_{TU} \cdot S_D$	0.47	Ⅲ			
	B棟						I_S/I_{S0}	1.16	$C_{TU} \cdot S_D$	0.38	Ⅲ			
	C棟						I_S/I_{S0}	1.32	$C_{TU} \cdot S_D$	0.34	Ⅲ			
	D棟						I_S/I_{S0}	1.53	$C_{TU} \cdot S_D$	0.32	Ⅲ			
	E棟						I_S/I_{S0}	1.37	$C_{TU} \cdot S_D$	0.36	Ⅲ			
マンション東陽町	A棟	江東区 南砂 2-30-1	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.30	$C_{TU} \cdot S_D$	0.37	Ⅲ			
	B棟						I_S/I_{S0}	1.26	$C_{TU} \cdot S_D$	0.31	Ⅲ			
	C棟						I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.43	Ⅲ			
都営南砂四丁目アパート1号棟		江東区 南砂 4-4-1	保育所 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.32	Ⅲ			Rt=0.99
南砂四丁目住宅	東棟	江東区 南砂 4-12-10	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.80	$C_{TU} \cdot S_D$	0.19	Ⅱ			
	西棟						I_S/I_{S0}	0.56	$C_{TU} \cdot S_D$	0.16	Ⅱ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
						内 容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 — 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【品川区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
												内 容	実施時期	
シーアイマンション白金 ・高砂ビル白金		品川区 上大崎 2-13-22・20	店舗 事務所 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.46	$C_{TU} \cdot S_D$	0.23	Ⅰ			
北品川サンハイツ	A棟	品川区 北品川 3-6-13	店舗 共同住宅	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.75	$C_T \cdot S_D$	0.27	Ⅱ			
	B棟						I_S/I_{S0}	1.08	$C_t \cdot S_d$	0.29	Ⅲ			
日本生命五反田ビル		品川区 西五反田 1-31-1	事務所	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)		I_S/I_{S0}	1.03			Ⅲ			
ホテルマイステイズ五反田駅前		品川区 西五反田 2-6-8	店舗 ホテル	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.50	Ⅲ			
五反田第一生命ビル		品川区 西五反田 2-19-3	事務所 銀行	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)		I_S/I_{S0}	1.03			Ⅲ			
第2TOC		品川区 西五反田 7-21-2	事務所	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_S/I_{S0}	0.52	$C_{TU} \cdot S_D$	0.30	Ⅱ			

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
												内容	実施時期	
TOCビル 本館	1～3F	品川区 西五反田 7-22-17	店舗 事務所 倉庫 展示場 車庫	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.77	$C_{TU} \cdot S_D$	0.36	Ⅱ	耐震改修	2025年 2月着工	
	4～13F			5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.70	$C_{TU} \cdot S_D$	0.26	Ⅱ			
イトーピア五反田マンション		品川区 西五反田 8-10-14	共同住宅	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ			
大森パークハイツ		品川区 南大井 2-12-1	店舗 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.34	Ⅲ			Rt=0.975
大森海岸ハウス	A棟	品川区 南大井 2-12-5	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.13	$C_{TU} \cdot S_D$	0.43	Ⅲ			
	B棟						I_S/I_{S0}	1.26	$C_{TU} \cdot S_D$	0.44	Ⅲ			
	C棟						I_S/I_{S0}	1.13	$C_{TU} \cdot S_D$	0.43	Ⅲ			
ライオンズマンション大森	A棟	品川区 南大井 2-12-10	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.05	$C_{TU} \cdot S_D$	0.34	Ⅲ			
	B棟						I_S/I_{S0}	1.08	$C_{TU} \cdot S_D$	0.26	Ⅲ			
	C棟						I_S/I_{S0}	1.03	$C_{TU} \cdot S_D$	0.28	Ⅲ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
						内 容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 — 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【目黒区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
												内容	実施時期	
三菱東京UFJ銀行 青葉台分館		目黒区 青葉台 4-8-6	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.08	$C_T \cdot S_D$	0.54	Ⅲ			
目黒ビル		目黒区 下目黒 6-1-21	未使用	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)		I_S/I_{S0}	1.00			Ⅲ	除却	2018年着工	
NTTコム唐ヶ崎ビル		目黒区 中央町 1-11-7	事務所 通信機械室	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 非充腹 材の場合	I_S/I_{S0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.50	Ⅲ			
中目黒ハイツ		目黒区 中目黒 1-10-22	店舗 共同住宅 駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)		I_S/I_{S0}	0.60	$C_{TU} \cdot S_D$	0.29	Ⅱ			
キャッスル共進	高層棟 1～11F	目黒区 碑文谷 2-21-6	店舗 事務所 共同住宅 駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹 材の場合	I_S/I_{S0}	0.41	$C_{TU} \cdot S_D$	0.31	Ⅰ			
	高層棟 12～15F			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_S/I_{S0}	0.63	$C_{TU} \cdot S_D$	0.39	Ⅱ			
	低層棟						I_S/I_{S0}	0.44	$C_{tu} \cdot S_d$	0.24	Ⅰ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4			安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
								内 容	実施時期	
ダイエー碑文谷	目黒区碑文谷 4-1-1	店舗	15 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			Ⅲ			
りそな銀行目黒ビル	目黒区目黒 2-13-18	事務所	5-5 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.16	$C_T \cdot S_D$	0.56	Ⅲ		
日本郵便株式会社 目黒郵便局	目黒区目黒本町 1-15-16	事務所	5-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	1.02	$C_{TU} \cdot S_D$	0.61	Ⅲ		

※1 建築物の名称の「 — 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【大田区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
												内 容	実施時期	
大森ハイツ	A棟	大田区 大森本町 1-1-2	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.05	$C_{TU} \cdot S_D$	0.40	Ⅲ			
	I_S/I_{S0}						1.09	$C_{tu} \cdot S_d$	0.51	Ⅲ				
	I_S/I_{S0}						1.02	$C_{tu} \cdot S_d$	0.36	Ⅲ				
	I_S/I_{S0}						1.09	$C_{tu} \cdot S_d$	0.40	Ⅲ				
蒲田駅前ハイツ、 消費者生活センター、 区民活動支援施設、 多文化共生推進施設及び 図書館		大田区 蒲田 5-13-26	共同住宅 施設・図書館	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)		I_S/I_{S0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.28	Ⅲ			
六郷東豊エステート		大田区 東六郷 3-8-4	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹 材の場合	I_S/I_{S0}	0.63	$C_{TU} \cdot S_D$	0.29	Ⅱ			Rt=0.98
洗足ミナミプラザ		大田区 南千束 1-3-1	店舗 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)		I_S/I_{S0}	0.60	$C_{TU} \cdot S_D$	0.37	Ⅱ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
						内 容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 — 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【世田谷区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
											内容	実施時期	
駒場ネオパレス		世田谷区池尻3-1-1	店舗 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	0.40	$C_{TU} \cdot S_D$	0.19	Ⅰ			
萬隆ビル・上馬二丁目市街地ビル		世田谷区上馬2-26-20	店舗 共同住宅	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	0.65	$C_T \cdot S_D$	0.31	Ⅱ			
ライオンズマンション駒沢		世田谷区駒沢4-18-12	店舗 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	0.50	$C_{TU} \cdot S_D$	0.20	Ⅱ			Rt=0.967
日本郵便株式会社 世田谷郵便局		世田谷区三軒茶屋2-1-1	事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	2.05	$C_{TU} \cdot S_D$	0.33	Ⅲ			
芦花公園 スカイハイツ	C棟	世田谷区千歳台4-26-2	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	1.23	$C_{TU} \cdot S_D$	0.45	Ⅲ			(2018.6.8) 建物全体の延べ面積が1万㎡超あり、東京都所管となるため、追加
	D棟			5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	1.06	$C_{TU} \cdot S_D$	0.27	Ⅲ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
											内 容	実施時期	
古河松原マンション	世田谷区 松原 3-39-16	共同住宅(一部貸店舗)	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.47	Ⅲ			Rt=0.97 (2020.3.27) 改修工事完了により、安全性の評価に係る事項を更新

※1 建築物の名称の「ー」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【渋谷区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
											内容	実施時期	
笹塚駅前ビル	渋谷区 笹塚 1-57-10	店舗等 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.03	$C_{TU} \cdot S_D$	0.49	Ⅲ			Rt=0.98
東建インターナショナルビル本館	渋谷区 渋谷 2-12-19	事務所	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1983年版)		I_S/I_{S0}	1.01			Ⅲ			
渋谷クロスタワー	渋谷区 渋谷 2-15-1	事務所 店舗 診療所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ			
シオノギ渋谷ビル	渋谷区 渋谷 2-17-5	店舗 事務所 機械室 駐車場	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ			
渋谷東口ビル	渋谷区 渋谷 2-22-3	事務所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)		I_S/I_{S0}	0.75	$C_{TU} \cdot S_D$	0.26	Ⅱ			
日本情報産業ビル (カーニープレイス渋谷第一ビル)	渋谷区 渋谷 3-1-4	事務所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 非充腹 材の 場合	I_S/I_{S0}	1.13	$C_T \cdot S_D$	0.53	Ⅲ			

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
												内 容	実施時期	
幡ヶ谷ゴールデンマンションビル	1～10F	渋谷区 幡ヶ谷 1-3-1	店舗 事務所 駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.56	$C_{TU} \cdot S_D$	0.27	Ⅱ			
	11・12F			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	0.71	$C_{TU} \cdot S_D$	0.55	Ⅱ				
アルム幡ヶ谷	A・C棟	渋谷区 幡ヶ谷 2-20-8	店舗 共同住宅 駐車場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.09	$C_{TU} \cdot S_D$	0.25	Ⅲ			
	B棟						I_S/I_{S0}	2.31	$C_{tu} \cdot S_d$	0.35	Ⅲ			
新宿東京海上日動ビル		渋谷区 代々木 2-11-15	事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ			

※1 建築物の名称の「ー」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【中野区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
											内容	実施時期	
中野本町マンション	中野区 本町 1-5-5	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定め る「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹 材の場合	I_s/I_{s0}	0.63	$C_{TU} \cdot S_D$	0.35	Ⅱ			

※1 建築物の名称の「ー」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、R_t、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【杉並区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
												内容	実施時期	
荻窪タウンセブンビル		杉並区上荻1-9-1	店舗	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.50	Ⅲ			
ユアビルⅠ	1～3F	杉並区上荻1-16-16	事務所 ボーリング場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)		I_S/I_{S0}	0.63	$C_t \cdot S_d$	0.30	Ⅱ			
	4～6F			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_S/I_{S0}	0.41	$C_{TU} \cdot S_D$	0.25	Ⅰ			
高井戸第2ハイホーム	高層棟	杉並区高井戸西2-3-45	店舗 共同住宅	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.06	$C_T \cdot S_D$	0.28	Ⅲ			
	低層棟			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_S/I_{S0}	2.43	$C_{TU} \cdot S_D$	1.52	Ⅲ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
						内 容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 — 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【豊島区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
										内 容	実施時期	
マルビル池袋	豊島区東池袋1-29-1	遊技場店舗	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_s/I_{s0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.48	Ⅲ			
サンシャインシティ ワールドインポートマート棟 (デパート棟)	豊島区東池袋3-1	事務所	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_s	0.72	q	1.44	Ⅲ			
サンシャインシティ オフィス棟	豊島区東池袋3-1	事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			
サンシャインシティ 文化会館(バスターミナル)棟	豊島区東池袋3-1	事務所	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
						内 容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 — 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【北区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
												内容	実施時期	
王子五丁目団地 2号棟	A棟	北区 王子 5-2	店舗 共同住宅 診療所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定め る「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.03	$C_T \cdot S_D$	0.53	Ⅲ			
	B棟						I_S/I_{S0}	1.73	$C_t \cdot S_d$	0.52	Ⅲ			

※1 建築物の名称の「ー」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、 R_t 、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震[※]の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震[※]の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震[※]の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【板橋区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
											内容	実施時期	
板橋スカイプラザ	高層棟	板橋区板橋 4-6-1	店舗 共同住宅 遊技場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}	0.36	$C_{TU} \cdot S_D$	0.18	Ⅰ			
	低層棟		店舗 遊技場	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	0.24	$C_{TU} \cdot S_D$	0.15	Ⅰ	耐震改修	2019年7月 着工 2019年12月 完了	
サンシティD棟		板橋区中台 3-27	共同住宅	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			

※1 建築物の名称の「ー」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、 R_t 、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【練馬区】

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
											内 容	実施時期	
練馬北町一丁目市街地住宅	練馬区 北町 1-11-12	店舗 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.28	Ⅲ			
アリアス桜台ビル	練馬区 豊玉北 3-21-7	事務所	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)		I_S/I_{S0}	1.00			Ⅲ			
豊玉南住宅	練馬区 豊玉南 3-4-1	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.47	Ⅲ			
トーホープラザビル	練馬区 錦 2-19-1	店舗等	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.87	$C_{TU} \cdot S_D$	0.42	Ⅱ	耐震改修	2018年12月 着工	

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
						内 容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 — 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【足立区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
												内容	実施時期	
西新井大師 扇スカイハイツ	A棟	足立区 扇 3-18-13	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定め る「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材の 場合	I_S/I_{S0}	1.32	$C_{TU} \cdot S_D$	0.39	Ⅲ			
	B棟						I_S/I_{S0}	1.11	$C_{tu} \cdot S_d$	0.31	Ⅲ			
	C棟						I_S/I_{S0}	1.05	$C_{tu} \cdot S_d$	0.30	Ⅲ			
	D棟						I_S/I_{S0}	1.35	$C_{tu} \cdot S_d$	0.31	Ⅲ			
東武大師前サンライ トマンション3号館	A棟	足立区 栗原 3-10-19	店舗 共同住宅 居宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定め る「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹 材の場 合	I_S/I_{S0}	1.16	$C_{TU} \cdot S_D$	0.58	Ⅲ			
	B棟						I_S/I_{S0}	1.14	$C_{tu} \cdot S_d$	0.57	Ⅲ			
	C棟						I_S/I_{S0}	1.01	$C_{tu} \cdot S_d$	0.32	Ⅲ			
いづみハイツ竹の塚		足立区 島根 2-32-21	共同住宅	5-5	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定め る「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 非充腹 材の場 合	I_S/I_{S0}	0.25	$C_T \cdot S_D$	0.07	Ⅰ			
竹の塚マンション		足立区 保木間 1-2-7	共同住宅	15	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56 年6月1日以降におけるある時点の建築基準 法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基 づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る 部分(構造計算にあつては、地震に係る部分 に限る。))に限る。)に適合するものであるこ とを確認する方法		確認できる				Ⅲ			

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
						内 容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 — 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【葛飾区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
											内容	実施時期	
小菅水再生センター 本館		葛飾区 小菅 1-2-1	下水道 処理施設	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)		I_S/I_{S0}	1.20			Ⅲ		
都営西新小岩一丁目 アパート2号棟	2-A号棟	葛飾区 西新小岩 1-1	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.27	Ⅲ		
	2-B号棟		共同住宅 事務所				I_S/I_{S0}	1.03	$C_{tu} \cdot S_d$	0.27	Ⅲ		
西新小岩 リバーハイツ2号棟	A棟 1～11F	葛飾区 西新小岩 2-1	共同住宅	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_S/I_{S0}	0.68	$C_T \cdot S_D$	0.52	Ⅱ		
	A棟 12～14F			5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)		I_S/I_{S0}	0.70	$C_T \cdot S_D$	0.53	Ⅱ		
	B棟			5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)		I_S/I_{S0}	1.05	$C_T \cdot S_D$	0.56	Ⅲ		

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4	安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
						内 容	実施時期	

※1 建築物の名称の「 — 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【江戸川区】

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
												内容	実施時期	
日商岩井 宇喜田町マンション	A棟 1～5F	江戸川区 北葛西 4-2-34	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.86	$C_{TU} \cdot S_D$	0.41	Ⅱ			
	A棟 6～10F			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_S/I_{S0}	0.81	$C_{TU} \cdot S_D$	0.51	Ⅱ			
	B棟 1～2F			5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_S/I_{S0}	0.95	$C_{TU} \cdot S_D$	0.43	Ⅱ			
	B棟 3～7F			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_S/I_{S0}	0.75	$C_{TU} \cdot S_D$	0.41	Ⅱ			
宇喜田ホームズ	1号棟	江戸川区 中葛西 1-2-18	共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.43	Ⅲ			
	2号棟						I_S/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.27	Ⅲ			
宇喜田カメリア	A棟	江戸川区 中葛西 4-8-15	店舗 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.25	Ⅲ			
	B棟						I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.36	Ⅲ			
	C棟						I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.31	Ⅲ			

建築物の名称※1		建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※4、5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
												内 容	実施時期	
ゾンネンハイム葛西	東棟	江戸川区 東葛西 5-2-18	店舗 共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _S /I _{S0}	1.01	C _{TU} ・S _D	0.48	Ⅲ			
	I _S /I _{S0}						1.05	C _{tu} ・S _d	0.51	Ⅲ				
	店舗棟			3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I _S	0.70	q	2.81	Ⅲ			
日本通運株式会社 隅田川支店	1～2F	江戸川区 平井 5-1-1	倉庫	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _S /I _{S0}	1.15	C _{TU} ・S _D	0.58	Ⅲ			
	3～7F			3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I _S	0.84	q	1.01	Ⅲ			

※1 建築物の名称の「ー」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。